

後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度とは、75歳以上および一定の障害がある65歳以上の全国民が加入する医療保険制度で、平成20(2008)年4月にスタートしました。

都道府県ごとに全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営しており、保険料の決定、医療費の給付などを行っています。保険料の徴収などは市区町村が行います。

後期高齢者医療制度の財源は、後期高齢者が負担する保険料が約1割、現役世代からの支援金（国保や健保など若年者の保険料）が約4割、公費が約5割（内訳は国：都道府県：市区町村＝4：1：1）で成り立っています。

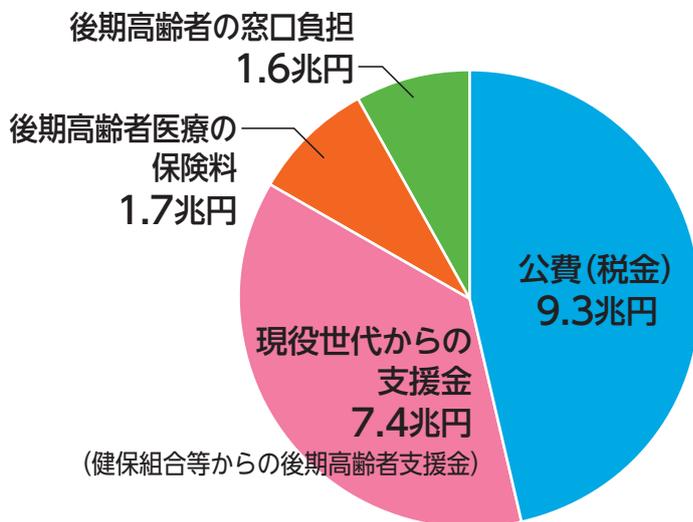
令和7年には、団塊の世代全員が後期高齢者となり高齢者の医療費ならびに支援金が大幅に増加するものと予測され、大変厳しい状況に置かれています。

【前期高齢者医療制度の仕組みについて】をご覧ください。

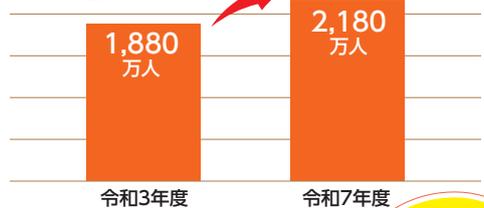


後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳(総額20.0兆円)

※令和6年度予算ベース



●75歳以上人口の増加



約300万人増加

●現役世代からの支援金の増加



約1.3兆円増加

■後期高齢者支援金のたまかなイメージ

後期高齢者支援金の算出には、さまざまな数値、係数が用いられています。

以下の図は、後期高齢者支援金の算出方法のたまかなイメージを示しています。

後期高齢者支援金

後期高齢者医療広域連合への支援金

当健保組合の標準報酬総額*

×

後期高齢者支援金総報酬割負担率
(国が示す係数)

*当健保組合の標準報酬総額とは、(総標準報酬月額×12ヵ月分)+(総賞与額×2回分)となり、全被保険者の毎月の給与および年2回の賞与額により決定した総額となります。

支援金には、概算・精算方式が用いられています

納付額 = 当年度概算額

「2年前の実績値に国が示す伸び率を乗じて推計した当年度の値」を基に算出

精算部分

2年前概算額 - 2年前確定額

「2年前の実績値」を基に算出